

改正業務報酬基準

説明会 開催

開催日時：2019年3月7日（木）
10：00～12：00
（受付9：30～）
CPD2単位予定
DVD講習

開催地：滋賀県建設会館 4階 大会議室
〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-18

受講料：無料

- 定員に達し次第締め切ります。（先着順50名）
- 当日、テキスト（日本建築士会連合会 発行）を無料で配布いたします。

建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費
無料！

DVD講習

CPD
認定
プログラム

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

- 主 催 : 公益社団法人日本建築士会連合会
共 催 : 公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会
協 力 : 国土交通省 運営協力 : 公益社団法人滋賀県建築士会

講義科目

- ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ②改正建築士法の概要（情報提供）

申込先等

申込締切 2月28日（木） 下記記入の上FAXもしくは滋賀県建築士会HPよりお申し込み下さい。

氏 名	フリガナ	勤務先	フリガナ
		名称	
連 絡 先	メールアドレス	携帯番号	・ 会 員 ・ 非会員
	FAX 番号		
CPD 番号			

滋賀県建築士会 HP <http://www.kentikushikai.jp/> 【参加申込】 からもお申し込み頂けます。

※ご記入頂きました個人情報につきましては、当講習以外には使用致しません。

滋賀会場連絡窓口 : 公益社団法人 滋賀県建築士会事務局 FAX 077-523-1602

お問い合わせ先 TEL 077-522-1615